

○鳥取県警察の処務に関する訓令の制定について（例規通達）

昭和49年6月1日

鳥務例規第2号

各所属長

みだしの訓令を別添のとおり制定し、昭和49年6月1日から施行することとしたので、次により適正な運用に努められたい。

記

第1 制定の趣旨

鳥取県警察における事務決裁その他処務に関する事項は、服務及び文書管理に関する事項をあわせて、鳥取県警察処務規程（昭和38年鳥取県警察本部訓令第7号。以下「処務規程」という。）に規定していたところであるが、同規程制定後11年を経過し、その間の諸般の状況の変化によつて、すでに検討を要する時期にきていたところである。さきに処務規程から文書管理に関する事項を分離し、本年4月、さらに服務に関する事項を分離してそれぞれ単独の訓令として制定したのを機会に、事務決裁について専決できる事務の範囲等の整備を行うほか、従来慣例的に開催していた各種の会議について規定化し、その他所要の整備を行うため、新たに事務決裁その他処務に関する事項を規定する訓令を制定した。

第2 主な新設事項と改正事項

1 新設事項

- (1) 事務決裁に関する原則（第3条）
- (2) 次席等の専決（第6条）
- (3) 代行（第11条）
- (4) 会議の種類とその開催（第3章）
- (5) 緊急時の非常持出しのための措置（第22条）
- (6) 組織の名称の表示方法（第23条）

2 改正事項

- (1) 専決事項の全般的改正（別表第1、第2、第3、第4）
- (2) 次長並びに交番及び駐在勤務員の専決事項をこの訓令に一括規定（別表第4、第5）
- (3) 代決権者を第1順位者、第2順位者に区分して規定（第10条）

第3 解釈及び運用方針

第1条関係（目的）

この訓令は、鳥取県警察の事務決裁、会議その他処務に関する所要の事項を規定し、事務処理の能率化と適正化を図り、かつ、責任の所在を明確にすることを目的とするものである。

第2条関係（用語の意義）

この訓令の定めの中かで用いる用語のうち、主なものについてその意義を規定した。

第3条関係（事務決裁の原則）

- 1 決裁手続は、押印（自署）又はこれらに類する行為によるものとし、紙の文書による場合は次に例示する要領で行うものとする。

(1) 通常の場合

本部長（署長） (印)
 〇〇部長（次長） (印)
 〇〇課長 (印)

(2) 専決の場合

ア 部長（次長）が専決するとき

本部長（署長） /
 〇〇部長（次長） (印)
 〇〇課長 (印)

イ 課長が専決するとき

本部長（署長） /
 〇〇部長（次長） /
 〇〇課長 (印)

（注） 上記ア、イの斜線は、起案者又は専決者において記入すること。

(3) 代決の場合

ア 後閲を要するとき



イ 後閲を要しないとき

代
本部長（署長） (印)
 〇〇部長（次長） (印)

〇〇課長 (印)

(注) 1 上記アの「後関」及び「代」の表示、イの「代」の表示は、代決した者が行う。

2 上記アの<印>は、事後承認の押印(自署)を示す。

2 「自署」とは、花押又はこれに類するもので、正当決裁権者の意思表示を明確にできるものをいう。

3 「これらに類する行為」とは、鳥取県警察WANシステム又は鳥取県庁内LANシステムを利用して電子的方法により電子文書の決裁を行うことをいう。

第4条関係(専決、代決及び代行の原則)

1 本条は、第2章第2節に定めるところにしたがって専決、代決又は代行することができること及びその場合の事務処理の制限並びに所要の措置について規定した。

2 「専決することができる」とは、専決しなければならないという意味ではないから、専決事項であつても、より上級者の決裁が必要であると認められる場合には、その決裁を受けることは差し支えない。しかし、専決は、事務を能率的に処理するとともに責任の所在を明確にする趣旨から認められたものであるから、できるだけ定められた専決区分に従つて事務を処理しなければならない。

代行についても同様である。

3 「定例の事務」とは、当該事務について法令等の規定により一般的基準が示され、しかも、これにしたがい主管部課長等において事務的に処理することが当該事務処理の効率化を期することとなる事務の意味である。

「軽易な事務」とは、当該事務の性質、内容等が、本部長(署長)の高度の判断に基づく意志決定を必要とせず、おおむね事務的に処理しても警察運営にさしたる問題を生ずるおそれがないと認められる事務の意味である。

なお、専決事項は、解釈上の疑義又は拡張解釈を避けるため、事務の内容をできるだけ具体的に表現することが望ましいが、事務の全部について具体的に規定することは事実上不可能であるため、「前各号に掲げるもののほか、定例又は軽易な事務」という表現を用い、総括的なものとして類似事項に関する救済規定としたものであり、したがつて、その範囲は、「前各号」に掲げてある事務に類似する程度の事務を指したものである。

4 第2項は、専決又は代行に係る事務の全般的処理状況を上司が把握しておく必要があるので規定したものである。したがつて、専決又は代行した事務をその都度報告する趣

旨ではない。

- 5 第3項は、代決制度の性格から、代決した事務は、事後速やかに正当決裁権者の後閲を受けるよう義務づけた。起案文書については、起案責任者において正当決裁権者の閲覧に供し、追認の押印（自署）を受けるべきである。

しかし、代決した事務全部にわたって後閲を要することとすれば、事務能率を妨げ、また、実効に乏しいものもあるので、輕易又は定例的なものについては後閲を省略することができることとした。したがって、後閲の要否は代決者が判断し、後閲を要するものについては、第4条で示した方法により必ず「後閲」の表示を行い、追認の押印（自署）は、起案責任者の責任において受けなければならない。

第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条関係（専決事項等）

- 1 これらの各条では、本部長又は署長の権限に属する事務の専決について規定した。
- 2 警察学校の所管事務については、内部組織上所管の部長がないので、特に警務部長が専決することを規定した。（第5条第2項）
- 3 別表第4において、副署長等、刑事官、管理官及び課長の専決事項の具体的基準を定めたので、従来どおり警察署の処務細則等に規定して効率的運用に努めること。

第10条関係（代決）

- 1 代決の制度は、決裁権者が不在の場合において緊急に処理を要する事務があるときに限り、第1順位者（第1順位者が不在のときは第2順位者）が決裁権者に代わって意志決定を行うものである。
- 2 第2順位者の決定は、どの所属にも共通して指定しなければならないほどの必要性が薄いので、必要によりあらかじめ定める方式をとることとした。しかし、警察署においては、第2順位者の必要があると認められるので、早急に指定しておくべきである。
- 3 代決をする場合において、決裁権者（たとえば部長専決事項の場合の部長）、第1順位者（例えば課長）ともに不在のときは、決裁権者の上司（本部長）の決裁を受けて事務を処理することは差し支えないので、事務の性格、内容、緊急性等をじゅうぶんに検討したうえで、第2順位者による代決とするか、又は決定権者の上司による決裁にするかを選ぶべきである。
- 4 警察学校の所掌事務については、専決の場合と同趣旨で、特に警務部長が代決することを規定した。

第11条関係（代行）

- 1 本条は、鳥取県警察本部長専決規程（昭和36年鳥取県公安委員会訓令第1号）第4

条の規定を受けて定めたものである。

- 2 「別の定め」とは、同規程同条に基づいて定める訓令等をいい、現在定めているものは、生活安全関係営業許可等の事務取扱の代行に関する訓令（昭和43年鳥取県警察本部訓令第14号）、火薬類取締法等に基づく事務取扱の代行に関する訓令（平成21年鳥取県警察本部訓令第17号）、銃砲刀剣類所持等取締法等の事務取扱の代行に関する訓令（平成21年鳥取県警察本部訓令第16号）、交通規制等の事務取扱の代行に関する訓令（昭和47年鳥取県警察本部訓令第10号）、自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出命令の事務取扱の代行に関する訓令（昭和55年鳥取県警察本部訓令第2号）、自動車等運転免許事務取扱の代行に関する訓令（平成2年鳥取県警察本部訓令第11号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する事務取扱の代行に関する訓令（平成4年鳥取県警察本部訓令第3号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第9条の援助の手続等に関する事務取扱の代行に関する訓令（平成12年鳥取県警察本部訓令第11号）、警備業の認定等の事務取扱の代行に関する訓令（平成18年鳥取県警察本部訓令第11号）、探偵業の届出等の事務取扱の代行に関する訓令（平成19年鳥取県警察本部訓令第16号）、インターネット異性紹介事業の届出等の事務取扱の代行に関する訓令（平成20年鳥取県警察本部訓令第22号）、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請等の事務取扱の代行に関する訓令（平成21年鳥取県警察本部訓令第13号）、国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定の申請等の事務取扱の代行に関する訓令（平成28年鳥取県警察本部訓令第23号）及び鳥取県暴力団排除条例等の事務取扱の代行に関する訓令（平成23年鳥取県警察本部訓令第11号）である。

第3章（第12条—第21条）関係（会議）

- 1 本章は、従来慣例的に開催していた各種の会議に開催の根拠を与えるとともに、所要の定めをしたものである。
- 2 第12条（会議の種類）において「別に定めのあるもの」とは、鳥取県警察運営総合対策委員会の設置する訓令（昭和45年鳥取県警察本部訓令第11号）に基づく同委員会その他各種委員会、専門部会等、あるいは、鳥取県警察職員の指導監督規程（昭和31年鳥取県警察本部訓令第5号）に基づく監督者会議、鳥取県警察の地域警察運営に関する訓令（平成元年鳥取県警察本部訓令第16号）に基づく幹部会議などをいう。
- 3 部長会議の議題とすべき事項は、鳥取県警察運営総合対策委員会において調査、研究及び審議すべき長期的、総合的案件以外の短期的、個別的事項である。
- 4 第18条（次席会議）において「一定の期日に開催する」とは、定例的に開催するこ

とをいう。

第22条関係（非常持出し）

非常の場合の措置として、最も大切なことはいうまでもなく人命の確保であり、したがって、非常持出しの書類又は物品は、代替性のないものなど最小限にとどめること。

第23条関係（名称の表示等）

「標札等」とは、標札のほか、標柱、電光板等を含む趣旨であるが、庁舎の構造その他との調和を考慮した体裁のものとすること。

第24条関係（警察沿革誌）

警察署においては、従来から本条に定めるような事項について記載しているところであるが、記録事項と記録方法の統一を図るためこの規定を設けた。

「職員」（第4号）とは、定員及び実員をいう。

なお、従来の記録は、本条による記録とみなす。

第25条関係（管内図の備え付け）

処務規程第61条に規定していた表示事項のほか、航空路を加えた。

第26条関係（警察署の細則）

この訓令の定めの中で署長が定めることとしている事項のほか、警察署においてこの訓令を施行する上で必要な細則を定めなければならないことを規定した。

なお、「定例又は軽易な変更」とは、法律の改正等に伴って機械的に一部改正を行う場合をいい、このような変更については、迅速な事務処理を図るため署長が処理できることとした。この場合において、署長は、事前に警務部警務課長と協議しなければならない。

附則関係

（第2項関係）処務規程に規定していた事項のうち、文書管理に関する事項及び服務に関する事項は、それぞれ単独の訓令として制定し、事務決裁その他処務に関する事項も大幅に改めて新たにこの訓令を制定したことに伴い、処務規程を廃止したものである。

第4 関連例規の廃止

つぎの例規は廃止する。

- 1 鳥取県警察処務規程の全部改正について（昭和38年4月16日付鳥務発第293号）
- 2 警察署の次長並びに派出所及び駐在所勤務員の専決事項の基準について（昭和38年7月17日付鳥務発第569号）